

防衛省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

令和4年3月30日
地球温暖化対策実行計画
推進・点検委員会決定
一部改正 令和4年5月27日

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、防衛省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

記

2020年10月、政府は、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ、すなわち「2050年カーボンニュートラル」を目指すこととした。また、2021年4月、地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、2050年目標と統合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦していくとされた。

特に政府については、通常の経済活動の主体として国民経済に占める位置が極めて大きく、自らがその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のための措置を実行することによる地球温暖化対策の推進が大きく期待されているところであり、2021年10月に策定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）において、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量については、2030年度までに50%削減するという野心的な目標が設定されたところである。

こうした高い目標達成に向け、政府実行計画においては、省エネ対策を従来以上に徹底するとともに、再生可能エネルギー電力調達の更なる促進や庁舎等への太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車、LED照明の導入徹底など、各施策毎にも、それぞれ高い目標が定められた。

防衛省は、約25万人の隊員が所属し、全国各地に施設が所在し、運用が行われており、政府の中の最大の排出者となっており、防衛省が率先して実行する意義は高く、また、防衛省自身にとっても、より効率的な運用及び施設へとすることに繋がるものであり、政府実行計画で掲げられた各種施策について、今後、防衛省としても最大限取り組んでいく必要がある。

こうした認識の下、「政府実行計画」及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」に基づき、防衛省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

1. 対象となる事務及び事業

原則として、防衛省が行う全ての事務及び事業を対象とする。ただし、政府実行計画に示されているとおり、自衛隊の防衛装備品の運用に伴い排出される温室効果ガスについては対象外とするが、2050年カーボンニュートラルの目標を踏まえ、国の安全確保や部隊の練度維持に支障を来すことのないよう十分に配慮するとともに、予算面等における実情も考慮に入れた上で、計画対象期間全体を見据えて、目標の達成が図られるよう着実な取組を推進することとする。

注) 国の安全確保や部隊の練度維持に支障を来さない範囲において防衛装備品の運用に伴い排出される温室効果ガスについても削減努力を行うこと。

2. 対象期間等

本計画は、2030年度までの期間を対象とする。

3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準年度として、防衛省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。この目標は、取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。防衛省の船舶・航空機の使用に伴う排出については、上記の削減目標の対象外とする。これらの活動からの排出量については、排出量の把握を行うとともに、温室効果ガスの総排出量以外の評価指標を設定し、取組の進捗状況を点検することとする。

4. 個別対策に関する目標

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）等の取組を適切に実施しつつ、本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することで、以下の目標が達成されるよう努めることとする。

1. 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物等の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。

3. 電動車の導入

防衛省の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プ

ラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに全て電動車とする。

4. LED照明の導入

既存設備を含めた防衛省のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

5. 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までに防衛省で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

5. 措置の内容

1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

(1) 太陽光発電の最大限の導入

ア 太陽光発電の整備方針及び目標

建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030年度には設置可能な建築物等の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

① 新築する庁舎等の建築物における整備

新築する庁舎等の建築物について、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

② 保有する既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

i) 保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

ii) 「その性質上適しない場合」とは、早期の売却を予定している土地、当該土地の用途から太陽光発電設備の設置が明らかに困難な場合など、設置可能性について検討を行うまでもなく設置が困難であることが明らかな場合をいう。これらの場合を除き、保有する既存の庁舎等の建築物及び土地について、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、設置可能な建築物及び土地を整理した上で、太陽光発電の計画的な導入に取り組む。

iii) 太陽光発電設備の設置可能性の検討に当たっては、建築物については設置可能な面積や日射条件、屋上を避難場所としているなど他の用途との調整、設備のメンテナンススペース、建築物の今後の存続期間、構造体の耐震性能、荷重条件等を考慮する。土地については、当該土地本来の使用目的を損なわずに設置できるか、設置可能な面積、日射条件、設置による災害リスク、水害等による被災リスク、景観保全、土地使用等に係る法令・条例の規制、規模が比較的大きい場合にあっては周辺環境との調和等を考慮する。

iv) 特に、「設置可能な建築物(敷地を含む。)」については、2030年度に約50%

以上に太陽光発電設備を設置するという指標を設定し、計画的に取り組む。建築物自体への設置とともに、当該建築物の敷地への設置（例えば、駐車場にソーラーカーポートを設置するなど）についても積極的に検討する。これらの検討の結果、設置可能でないと判断された場合には、その理由を整理するとともに、技術開発等を踏まえ適時適切に見直しを行う。

③ 整備計画の策定

アに掲げる目標が達成できるよう、庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則として太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

イ 太陽光発電設備の設置及び維持管理に当たっての留意事項

- i) 太陽光発電設備は設置する建築物及び土地に適した整備を行うものとし、太陽光発電設備の設置により、建築物及び土地の本来の機能及び使用目的を損なわないよう留意するとともに、反射光など周辺環境への影響にも配慮する。
- ii) 太陽光発電の導入に当たっては、必要に応じ、P P Aモデルの活用も検討する。
- iii) 太陽光発電設備の設置に関して、国民への周知についても考慮するとともに、発電電力量等を表示するなど、効果についての説明にも配慮する。

(2) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

- ① 太陽光発電により生じた余剰電力の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。
- ② 建築物の規模、構造等の制約を考慮しつつ、政府の保有する建築物に地中熱、バイオマス熱、太陽熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
- ② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえ、今後予定する新築事業については原則Z E B Oriented 相当以上としつつ、2030年度までに、新築建築物の平均でZ E B Ready 相当となることを目指す。その実現に向け、『Z E B』、Nearly Z E B、Z E B Ready の基準を満たすことが可能な建築物においては、積極的に、より上位のZ E B基準を満たすものとする。
- ③ 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、窓のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

また、増改築時にも省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、加えて、建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超えるZ E B等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たすものとする。また、内装改修のみを予定しているような

場合でも、内装改修と併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。

- ④ 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入に当たっては、以下の取組を行う。
 - i) 空調設備を新設又は改修する際は、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器への計画的な更新を図る。
 - ii) 既設空調設備において冷却性能の低下等の異常が認められる場合は、効率低下や冷媒の漏洩を防止するため、速やかに補修する等、必要な措置を講ずる。
- ⑤ 適切な室温管理に当たり、以下の取組を行う。
 - i) 空調設備の適切な運用により、庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を図ることを一層徹底する。
 - ii) 外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるよう、空調設備を適切に使用する。
 - iii) 職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。
 - iv) コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。
- ⑥ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑦ 省エネルギー診断の実施に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の基本方針及び以下の方針に基づき進める。
 - i) 大規模な庁舎（延床面積が5万㎡以上の建物をいう。以下同じ。）から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施し、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。他方、高効率な機器等の導入や関連施設改修など、大きなコストを伴うものについては、地球温暖化対策実行計画推進・点検委員会の枠組みで基地毎の将来的な施設整備計画との整合性や費用対効果の観点から議論を行うことで、合理性の高い計画を導き、可能な限り、施設・機器等の更新時期を踏まえ、事業として反映できるように努める。
 - ii) 大規模な庁舎における省エネルギー診断の終了後、その結果も踏まえ、延床面積が1万㎡以上の建物、1万㎡未満の施設から抽出した代表的な施設においても省エネルギー診断を実施する。また、その他の1万㎡未満の施設においても、積極的な省エネルギー診断の実施に努める。
 - iii) すでに省エネルギー診断を実施済みの施設については、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。また、1万㎡未満の施設から抽出した代表的な施設で実施した省エネルギー診断結果については、当該施設においてエネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うとともに、そこで得られた知見を、施設の規模や用途が類似している他の施設に横展開し、更なる省エネルギーに向けた取組を行うこととする。
 - iv) 省エネルギー診断を実施した結果は、ホームページで公表する等の方法により、情報公開を図る。

- ⑧ エネルギー管理の徹底を図るため、以下の方針に基づき、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入する。
 - i) 小規模庁舎に比べて削減ポテンシャルが高いと考えられる大規模な庁舎から順次BEMSを導入することとする。
 - ii) 5万㎡未満の庁舎への導入についても、温室効果ガス排出削減対策・省エネルギー対策を進める観点から、積極的な導入を推奨するが、導入に当たっては、経済合理性に配慮し、柔軟に判断する。
- ⑨ 各庁舎の単位面積当たりの電気使用量及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量並びにそれに伴う温室効果ガスの排出量を、2013年度比で、2030年度までに一定比率低減させる目標を立てるとともに、その達成に努める。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ② 建設廃棄物の抑制を図るため、以下の取組を行う。
 - i) 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進するとともに、指定副産物の新規用途の開発に努める。
 - ii) 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。
- ③ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図るため、以下の取組を行う。
 - i) 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
 - ii) 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
 - iii) 節水トイレ、感知式の洗浄弁、自動水栓など節水に有効な器具などを設置し、また、排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。
- ④ 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）に基づき、防衛省が定める木材の利用の促進のための計画に従い、建築物における木材の利用の推進を図る。また、高層・低層にかかわらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

また、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律の基本方針に基づき、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化及び内装等の木質化に取り組むものとする。
- ⑤ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、ハイドロフルオロカーボン（HFC）を使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑥ 建築物の建築等に当たってはエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促すとともに、出入車輛から排出される温室効果ガスの削減を発注者

として促す。

- ⑦ 敷地内の緑化や保水性舗装、散水について、以下の取組を行う。
 - i) 庁舎等の敷地に植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装を整備し、適切な散水の実施に努める。
 - ii) 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用に努め、廃棄物としての排出の削減を図る。
- ⑧ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ⑨ エレベーターの運転の高度制御、高効率LED照明の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ⑩ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。
- ⑪ 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発報や一部電力の遮断（防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。
- ⑫ 機器の効率的な運用に資するため、温度センサーや空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。
- ⑬ 建築工事の設計者を選定する際、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）の基本方針に則り、温室効果ガスの排出削減技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

(3) 新しい技術の率直的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率直的導入に努めるものとする。

(4) 2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

- ① 2050年カーボンニュートラルの達成のため、温室効果ガスを排出する構造のインフラが長期にわたり固定化すること（ロックイン）がないよう、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。
- ② なお、設備の脱炭素化に当たっては、BCP、地域特性、技術動向も踏まえつつ検討する。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 電動車の導入

- ① 公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新につ

いては2022年度以降全て電動車とし、ストックでも2030年度までに全て電動車とする。

- ② 新規導入・更新には、リースやレンタルなど、自らが所有者とならない場合も含む。
- ③ これらの目標を達成するため、計画的に電動車を導入することとし、電動車の導入に当たっては、シェアリングの活用も検討する。
- ④ 公用車の買換え等に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。
- ⑤ 公用車の効率的利用等に当たり、次の取組を行う。
 - i) 公用車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行うとともに、使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。
 - ii) アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
 - iii) 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載器を積極的に活用する。
 - iv) タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施する。

（2）LED照明の導入等

- ① 庁舎等の新築・改修時には、LED照明を標準設置するとともに、既存の庁舎等においても、計画的にLED照明への切替えを行い、防衛省全体のLED照明のストックでの導入割合を、2030年度までに100%とする。
- ② LED照明の導入に当たっては、原則として、調光システムを合わせて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。
- ③ 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、業務上必要最小限の範囲で点灯する。

（3）再生可能エネルギー電力調達の推進

- ① 2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
- ② 再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、必要に応じて複数施設の電力契約を共同で実施する共同調達をはじめとした調達手法の工夫についても検討し、また、再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮する。
- ③ 温室効果ガスの更なる削減を目指し、60%を超える電力についても、排出係数の可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。
- ④ 電力調達に際しては、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。

（4）省エネルギー型機器の導入等

- ① パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等

の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。

- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除きシャットダウンを徹底する。

(5) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用する。特に霞ヶ関地域においては、警備上・業務上支障がある場合を除き、移動時の公用車の使用を控え、徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
 - ・ 警備上支障のある場合
例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両
 - ・ 業務上支障のある場合
例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合
- ③ タクシー券の適切な管理を一層徹底し、不要不急のタクシー利用を行わないこととし、タクシーを利用する場合は、低公害車の優先利用を図る。
- ④ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

イ 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

- ① 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。
- ② その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ③ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ④ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- ⑤ プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

- ① 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。
- ② 防衛省の内部で使用する資料に加え、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出す

る資料や記者発表資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。

- ③ 不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒等）については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。
- ④ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、部局単位など適切な単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進する。
- ⑤ F A Xは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

オ 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

カ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

キ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低GWP冷媒）を使用する製品を積極的に導入する。

ク エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 庁舎内の自動販売機を、エネルギー消費が少なく、また、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促すとともに、使用実態を精査し、設置台数の減少など適正な配置を促す。
- ② コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等における営業時間の短縮など省エネルギー化を促す。

ケ フロン類の排出の抑制

- ① HFC等のフロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）に基づいて、機器の簡易点検（管理者による3月に1回以上の点検）及び定期点検（一定規模以上の機器について、専門的知見を有する者による1年又は3年に1回以上の点検）を行い、点検記録簿を整備する。なお、点検にて漏えい又は故障等を確認した場合には、速やかに処置を行う。

- ② 冷媒の漏えい対策のため、IoT技術等を活用した遠隔監視システムなどの漏えい検知システムの導入を図る。
- ③ 点検記録及びフロン排出抑制法に基づく証明書等の保存に当たっては、冷媒管理に関連する書類の作成や保存を電磁的に行うことができる冷媒管理システム（RAMS）を活用するなど、電子化を図る。
- ④ 機器の廃棄時には、フロン排出抑制法に基づき冷媒回収を徹底する。

コ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等

庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF₆の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

4 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

- ① 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、政府として率先して排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には、原則熱回収を実施する。また、庁舎等で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを積極的に努める。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。
- ④ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑤ 食べ残し、食品残渣などの有機物質について、原則再生利用や熱回収を行う。
- ⑥ 食ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を積極的に行う。
- ⑦ 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、「環境物品等の調達に関する基本方針」（令和3年2月19日閣議決定）に則り、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

(2) 森林の整備・保全の推進

植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る。

(3) 防衛省主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 防衛省が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。
- ② 防衛省が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

5 ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

- ① 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日の定時退庁の一層

の徹底を図るため、水曜日の午後5時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として、会議の開催、協議文書の協議等を実施しないこととする。

- ② 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。
- ③ テレワークの推進やWeb会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② 省内誌、パンフレット、省内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

(3) 職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

6. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の実施状況については、地方協力局環境政策課がとりまとめを行い、防衛省地球温暖化対策推進・点検委員会において評価・点検を行うものとする。また、評価・点検結果については、ホームページを通じ公表する。

7. 独立行政法人等における計画策定等に関する取組

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す。

なお、本取組の点検については、実施状況の点検を通じて行う。

8. 組織・施設ごとの温室効果ガスの排出削減目標

【省全体】

防衛省温室効果ガス削減目標

		(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比	
公用車燃料		kg-CO2	8,913,212	7,772,892	6,995,603	-21.5%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,329,983,078	1,214,989,108	657,625,886	-50.6%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	1,242,956,765	1,152,265,540			
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	717,105,467	595,960,175	102,356,933	-85.7%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	630,079,154	533,236,607		
		(電気使用量)	kWh	1,208,230,185	1,220,430,948	1,023,569,334	-15.3%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.594	0.488	0.250	-
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.521	0.437			
	電気以外	kg-CO2	612,877,611	619,028,933	555,268,953	-9.4%	
その他		kg-CO2	14,230,399	10,399,693	10,399,693	-26.9%	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,353,126,689	1,233,161,693	675,021,182	-50.1%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	1,266,100,376	1,170,438,125			

		(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	—（2019年度設置件数：49件）	50%
公用車に占める電動車の割合		%	7.3%	100%
LED照明の導入割合		%	11.2%	100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%		60%

【本省】

防衛省内部部局温室効果ガス削減目標

		(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比
公用車燃料		kg-CO2	138,711	80,031	72,027	-48.1%
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	43,771,426	38,599,715	13,984,124	-68.1%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	36,898,011	37,800,976		
	基礎排出係数使用	kg-CO2	30,323,887	28,754,611	5,153,066	-83.0%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	23,450,472	27,955,872		
	(電気使用量)	kWh	57,759,784	61,441,477		
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.468	0.250	-
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.406	0.455		
	電気以外	kg-CO2	13,447,539	9,845,104	8,831,058	-34.3%
その他		kg-CO2	344,932	445,973	445,973	29.3%
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	44,255,068	39,125,718	14,502,124	-67.2%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	37,381,654	38,326,979		

		(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	—（2019年度設置件数：1件）	50%
公用車に占める電動車の割合		%	88.9%	100%
LED照明の導入割合		%	31.9%	100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%		60%

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤ 共用部の照明間引き

○推進体制

- ① 公用車燃料については、物品管理官である大臣官房会計課会計管理官を総括実施責任者とし、対策の徹底を図るため大臣官房会計課車庫長を対策の実施責任者とする。
- ② 市ヶ谷地区の施設のエネルギー使用については、大臣官房会計課が削減計画を推進する。
- ③ 庁舎管理者である大臣官房会計課長を総括実施責任者とし、対策の徹底を図るため、市ヶ谷地区所在各幕僚監部及び各機関の担当課長等を対策の実施責任者とする。
- ④ 大臣官房会計課（庁舎管理室）においては、毎月、電力、ガス等の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、総括実施責任者に報告するとともに、実施責任者に通知するものとする。

- ⑤ 総括実施責任者においては、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、実施責任者にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

防衛大学校温室効果ガス削減目標

		(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比
公用車燃料		kg-CO2	19,219	80,679	72,611	277.8%
施設の エネルギー 使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	8,274,260	9,215,903	4,353,814	-47.4%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	7,127,844	3,703,224		
	基礎排出係数使用	kg-CO2	5,057,715	5,512,679	1,032,022	-79.6%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	3,911,299	0		
	(電気使用量)	kWh	9,633,742	12,305,088	10,320,216	7.1%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.448	0.250	-
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.406	0.000		
	電気以外	kg-CO2	3,216,545	3,703,224	3,321,792	3.3%
その他		kg-CO2	0	0	0	-
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	8,293,478	9,296,582	4,426,424	-46.6%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	7,147,063	3,783,903		

		(単位)	現状	2030年度 目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	—（2019年度設置件数：1件）	50%
公用車に占める電動車の割合		%	16.2%	100%
LED照明の導入割合		%	2.8%	100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%		60%

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 公用車の効率的運行やエコドライブの徹底
- ③ 各庁舎における空調の省エネ運転
- ④ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 総務部長及び各部等の課長等で構成される点検部会において、実行計画の推進及び実施状況の点検を行う。
- ② 総務部管理施設課において、毎月、電力・ガス等の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、部会に報告するとともに、校内ホームページで公表する。
- ③ 点検部会は目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部等にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

防衛医科大学校温室効果ガス削減目標

		(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比	
公用車燃料		kg-CO2	24,064	22,703	20,433	-15.1%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	24,281,574	25,208,949	11,892,451	-51.0%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	21,162,086	24,794,098			
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	13,762,447	14,934,662	2,676,416	-80.6%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	10,642,959	14,519,811		
		(電気使用量)	kWh	26,214,185	31,911,672	26,764,160	2.1%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.468	0.250	-
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.406	0.455			
	電気以外	kg-CO2	10,519,127	10,274,287	9,216,035	-12.4%	
その他		kg-CO2	16,443	355,570	355,570	2062.4%	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	24,322,081	25,587,222	12,268,454	-49.6%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	21,202,593	25,172,371			

		(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	—（2019年度設置件数：0件）	50%
公用車に占める電動車の割合		%	36.4%	100%
LED照明の導入割合		%	11.7%	100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%		60%

○主な削減対策と削減効果

- ① 各種機器をセンサー対応型化
- ② 空調機器等の省エネ運転を継続的に実施
- ③ 共用部の照明間引き、昼休み時間の執務室消灯
- ④ LED照明の導入
- ⑤ 燃料使用の削減（ハイブリット車への更新、アイドリングストップの徹底、カーナビゲーションの活用による効率的な運行の徹底）

○推進体制

- ① 校内各種会議等において定期的に現況報告等を実施し、現状認識させるとともに、徹底事項の確認指導を行う。
- ② 校内各部署ごとに点検委員補助者を設け、責任意識を高揚させるとともに、削減対策の実効性を向上させる。
- ③ 実行計画各項目担当部署における現況把握、施策等の見直し等を実施し効果的な推進を図る。

【地方支分部局等】

防衛研究所温室効果ガス削減目標

		(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比	
公用車燃料		kg-CO2	10,857	7,708	6,938	-36.1%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	防衛省市ヶ谷庁舎に含む				
	調整後排出係数使用	kg-CO2					
	電気	基礎排出係数使用					kg-CO2
		調整後排出係数使用					kg-CO2
		(電気使用量)					kWh
		(基礎排出係数)					kg-CO2/kWh
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh					
	電気以外	kg-CO2					
その他		kg-CO2					
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	313,496	7,708	6,938	-97.8%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	270,125	7,708			

		(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	—（2019年度設置件数：0件）	50%
公用車に占める電動車の割合		%	75.0%	100%
LED照明の導入割合		%		100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%		60%

※2016年8月、当研究所は、目黒地区から市ヶ谷地区へ移転したため、2016年9月以降の「施設のエネルギー使用」及び「その他」については、防衛省内部部局分に計上

○主な削減対策と削減効果

- ① 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ② 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ③ 各庁舎における空調の省エネ運転
- ④ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ⑤ 共用部の照明間引き、昼休み時間の執務室消灯

○推進体制

- ① 大臣官房会計課庁舎管理室と連携を図るとともに、企画部総務課長を中心とした推進体制の下、削減を達成する。
- ② 公用車燃料を効率的に使用するため、補佐会議等の場を活用し、相乗り運行の周知を図る。

【地方支分部局等】

統合幕僚監部温室効果ガス削減目標

			2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比	
		(単位)					
公用車燃料		kg-CO2	64,742	77,455	69,710	7.7%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	防衛省市ヶ谷庁舎・航空自衛隊目黒基地に含む				
	調整後排出係数使用	kg-CO2					
	電気	基礎排出係数使用					kg-CO2
		調整後排出係数使用					kg-CO2
		(電気使用量)					kWh
		(基礎排出係数)					kg-CO2/kWh
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh					
	電気以外	kg-CO2					
その他	kg-CO2						
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	64,742	77,455	69,710	7.7%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	64,742	77,455			

		(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	—（2019年度設置件数：0件）	50%
公用車に占める電動車の割合		%	33.3%	100%
LED照明の導入割合		%		100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%		60%

※市ヶ谷地区の「施設のエネルギー使用」及び「その他」については、防衛省内部部局に計上

※統合幕僚学校の「施設のエネルギー使用」及び「その他」については、航空自衛隊に計上

○主な削減対策と削減効果

- ① 車両の定期的な点検・整備の励行等及びエコドライブの徹底等による公用車の効率的利用
- ② 次世代自動車の導入及び公用車台数の見直し
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、統合幕僚監部総務部総務課長とし、各課長等に協力を依頼する。
- ② 実施責任者は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、各課長等に協力強化を依頼するとともに、乗車者及び運転手に対策を徹底する。

【地方支分部局等】

陸上自衛隊温室効果ガス削減目標

		(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比	
公用車燃料		kg-CO2	5,109,975	4,453,265	4,007,939	-21.6%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	603,912,324	565,423,947	345,729,637	-42.8%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	576,730,716	565,463,089			
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	261,283,511	223,852,409	39,339,968	-84.9%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	234,101,903	223,891,551		
		(電気使用量)	kWh	440,039,427	469,061,669	393,399,676	-10.6%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.594	0.477	0.250	-
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.532	0.477			
	電気以外	kg-CO2	342,628,813	341,571,538	306,389,670	-10.6%	
その他		kg-CO2	298,219	603,555	603,555	102.4%	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	609,320,518	570,480,767	350,341,131	-42.5%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	582,138,910	570,519,909			

		(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	—（2019年度設置件数：7件）	50%
公用車に占める電動車の割合		%	14.9%	100%
LED照明の導入割合		%	11.3%	100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%		60%

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 省エネルギー診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない再生可能エネルギー電力の使用
- ④ 庁舎内における空調機の適正運転及び管理
- ⑤ 昼休み及び夜間の業務上必要範囲外の消灯

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、陸上幕僚監部防衛部施設課長とする。
- ② 実施責任者は、毎年、陸上自衛隊全体の温室効果ガス排出量及び目標達成状況に関係各課と連携して把握し、各部隊等に対して情報提供をするとともに、対策の推進に必要な処置について指示又は協力を依頼する。

【地方支分部局等】

海上自衛隊温室効果ガス削減目標

	(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比		
		公用車燃料	kg-CO2	1,243,276	1,042,115	937,903	-24.6%
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	213,433,329	178,296,111	91,124,463	-57.3%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	197,729,015	172,984,259			
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	136,417,510	96,305,020	17,578,454	-87.1%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	120,713,196	90,993,168		
		(電気使用量)	kWh	231,324,930	209,592,928	175,784,541	-24.0%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.590	0.459	0.250	-
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.522	0.434			
	電気以外	kg-CO2	77,015,819	81,991,091	73,546,009	-4.5%	
その他	kg-CO2	216,836	1,176,044	1,176,044	442.4%		
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	214,893,440	180,514,270	93,238,410	-56.6%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	199,189,127	175,202,418			

	(単位)	現状	2030年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合(件数ベース)	%
公用車に占める電動車の割合	%	6.7%	100%
LED照明の導入割合	%	9.2%	100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		60%

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 公用車の効率的利用及び電動車の導入
- ③ 空調機使用時の適正な温度管理及び運転
- ④ 省エネルギー型OA機器、家電製品の導入と機器の省エネルギーモード設定の実施
- ⑤ 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

○推進体制

- ① 海上幕僚監部防衛部施設課長を中心とし、関連通達を踏まえ、海上幕僚監部内関係各課等及び部隊と連携を図り、実行計画を推進する。
- ② 海上幕僚監部防衛部施設課長は、毎年、海上自衛隊全体の温室効果ガス排出量を把握し、削減の取組みに関する評価・点検結果について、部内ホームページで周知し、削減対策の推進に努める。

【地方支分部局等】

航空自衛隊温室効果ガス削減目標

		(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比	
公用車燃料		kg-CO2	1,454,228	1,306,524	1,175,872	-19.1%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	306,518,064	284,156,427	150,119,340	-51.0%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	282,225,208	236,422,384			
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	171,828,741	143,138,237	23,626,024	-86.3%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	147,535,885	95,404,194		
		(電気使用量)	kWh	290,137,630	281,699,834	0.250	-
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.592	0.508		
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.509	0.339			
	電気以外	kg-CO2	134,689,323	141,018,190	126,493,316	-6.1%	
その他		kg-CO2	28,522	2,181,544	2,181,544	7548.6%	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	308,000,815	287,644,495	153,476,756	-50.2%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	283,707,958	239,910,452			

		(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	—（2019年度設置件数：2件）	50%
公用車に占める電動車の割合		%	10.4%	100%
LED照明の導入割合		%	7.9%	100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%		60%

○主な削減対策と削減効果

- ① 再生可能エネルギー電力の調達の促進
- ② 公用車燃料・用紙の使用量の削減
- ③ LED照明の導入促進
- ④ 電動車の導入促進
- ⑤ 隊員一人ひとりの環境リテラシーの向上による施策促進
 - ・ 事務所の単位面積当たりの電気及び上水使用量の削減
 - ・ エネルギー供給設備等における燃料使用量の削減
 - ・ 超過勤務の縮減などのCO2削減にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 航空幕僚監部総務部総務課基地対策室を主管として、基地等及び関係部署と連携を図り、対策の進捗把握及び実施計画を推進する。
- ② 本実施計画とともに、防衛省における環境保全に係る関係通達等に基づく業務を推進し、総合的な取り組みをもって温室効果ガス排出の削減に努力する。

【地方支分部局等】

情報本部温室効果ガス削減目標

		(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比
公用車燃料		kg-CO2	113,124	88,274	79,447	-29.8%
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	19,137,759	19,148,166	5,773,709	-69.8%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	18,362,722	19,295,092		
	基礎排出係数使用	kg-CO2	15,566,106	15,525,944	2,524,576	-83.8%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	14,791,069	15,672,870		
	(電気使用量)	kWh	23,945,667	30,101,236		
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.650	0.516	0.250	-
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.618	0.521		
	電気以外	kg-CO2	3,571,653	3,622,222	3,249,133	-9.0%
その他		kg-CO2	9,288	8,863	8,863	-4.6%
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	19,260,171	19,245,304	5,862,019	-69.6%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	18,485,134	19,392,230		

		(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	—（2019年度設置件数：1件）	50%
公用車に占める電動車の割合		%	3.9%	100%
LED照明の導入割合		%	0.0%	100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%		60%

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 公用車の効率的運行やエコドライブの徹底
- ④ 次世代自動車の導入
- ⑤ 超過勤務の削減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、総務部総務課長とし、対策の徹底を図る。
- ② 各通信所の総務所掌課において、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、総務部総務課長に通知するとともに、職員全員に周知する。
- ③ 総務部総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加措置を講じるとともに、各部・各通信所にソフト対策の強化を図る。

【地方支分部局等】

防衛監察本部温室効果ガス削減目標

		(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比	
公用車燃料		kg-CO2	5,796	3,158	2,842	-51.0%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	防衛省市ヶ谷庁舎に含む				
	調整後排出係数使用	kg-CO2					
	電気	基礎排出係数使用					kg-CO2
		調整後排出係数使用					kg-CO2
		(電気使用量)					kWh
		(基礎排出係数)					kg-CO2/kWh
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh					
	電気以外	kg-CO2					
その他	kg-CO2						
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	5,796	3,158	2,842	-51.0%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	5,796	3,158			

		(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	/	50%
公用車に占める電動車の割合		%	100.0%	100%
LED照明の導入割合		%	/	100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	/	60%

※「施設のエネルギー使用」及び「その他」については、防衛省内部部局に計上

○主な削減対策と削減効果

- ① 次世代自動車の導入
- ② 公用車の効率的運行やエコドライブの徹底

○推進体制

対策の実施責任者は、総務課長とし、運転手に対し教育を行うとともに、公用車の効率的運行に努め、対策の徹底を図る。

【地方支分部局等】

北海道防衛局温室効果ガス削減目標

		(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比	
公用車燃料		kg-CO2	79,048	33,591	30,232	-61.8%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	386,283	343,015	123,801	-68.0%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	382,764	348,390			
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	302,629	240,039	31,431	-89.6%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	299,110	245,414		
		(電気使用量)	kWh	439,868	374,762	0.250	-
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.688	0.641		
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.680	0.655			
	電気以外	kg-CO2	83,654	102,976	92,370	10.4%	
その他		kg-CO2	0	0	0	-	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	465,331	376,607	154,033	-66.9%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	461,812	381,981			

		(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	—（2019年度設置件数：0件）	50%
公用車に占める電動車の割合		%	33.3%	100%
LED照明の導入割合		%	0.5%	100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%		60%

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 共用部の照明間引き、昼休み時間の執務室消灯
- ③ 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ④ 公用車の効率的運行やエコドライブの徹底
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、総務部総務課長とし、対策の徹底を図るため、総務部会計課長及び局内関係各課長等に対し指示する。
- ② 総務部会計課長は、毎月、電力・ガス・公用車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、各課等に対し協力を呼びかける。

【地方支分部局等】

東北防衛局温室効果ガス削減目標

		(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比	
公用車燃料		kg-CO2	23,520	24,015	21,613	-8.1%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	247,417	195,548	67,646	-72.7%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	234,131	48,326			
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	199,274	147,222	24,298	-87.8%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	185,989	0		
		(電気使用量)	kWh	332,124	289,707		
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.600	0.508			
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.560	0.000	0.250	-	
電気以外	kg-CO2	48,142	48,326	43,349	-10.0%		
その他		kg-CO2	0	0	0	-	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	270,937	219,563	89,260	-67.1%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	257,651	72,341			

		(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	—（2019年度設置件数：0件）	50%
公用車に占める電動車の割合		%	33.3%	100%
LED照明の導入割合		%		100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%		60%

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 次世代自動車の導入や公共交通機関利用の更なる促進
- ③ 昼休み時間の執務室消灯の徹底
- ④ 公用車の効率的運行やエコドライブの徹底
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 総務部会計課において、毎月、電力・ガス・公用車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、各課等に対し協力を呼びかける。
- ② 総務部会計課は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、ソフト対策の強化に努める。

【地方支分部局等】

北関東防衛局温室効果ガス削減目標

	(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比		
		公用車燃料	kg-CO2	37,446	36,519	32,867	-12.2%
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	948,636	596,099	368,634	-61.1%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	865,588	628,075			
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	441,044	233,315	43,217	-90.2%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	357,996	265,291		
		(電気使用量)	kWh	966,336	515,289	0.250	-
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.456	0.453		
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.370	0.515			
	電気以外	kg-CO2	507,592	362,784	325,417	-35.9%	
その他	kg-CO2	0	0	0	-		
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	986,081	632,619	401,502	-59.3%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	903,034	664,594			

	(単位)	現状	2030年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合(件数ベース)	%
公用車に占める電動車の割合	%	16.7%	100%
LED照明の導入割合	%		100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		60%

○主な削減対策と削減効果

- ① 各庁舎における適正な空調の省エネ運転
- ② 共用部の照明間引き、昼休み時間の執務室消灯
- ③ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ④ LED照明の導入
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務態勢の推進

○推進体制

- ① 削減対策の実施責任者は総務部総務課長とし、その徹底を図るため、局内各課(所)長に対し指示する。
- ② 総務部会計課長、各事務所長及び小笠原出張所長は、毎月、電力・ガス・公用車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び削減目標達成の見込みを把握し、実施責任者に報告するとともに、職員に対する削減対策への協力の呼びかけを行う。
- ③ 実施責任者は、削除目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、局内にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

南関東防衛局温室効果ガス削減目標

	(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比		
		公用車燃料	kg-CO2	36,681	43,813	39,432	7.5%
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	342,517	368,321	153,115	-55.3%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	303,895	367,986			
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	206,546	246,475	43,820	-78.8%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	167,924	246,140		
		(電気使用量)	kWh	385,495	522,477	438,199	13.7%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.536	0.472	0.250	-
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.436	0.471			
	電気以外	kg-CO2	135,971	121,845	109,295	-19.6%	
その他	kg-CO2	0	0	0	-		
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	379,198	412,134	192,547	-49.2%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	340,576	411,799			

	(単位)	現状	2030年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%
公用車に占める電動車の割合	%	22.2%	100%
LED照明の導入割合	%		100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		60%

○主な削減対策と削減効果

- ① 公用車の効率的運行やエコドライブの徹底
- ② 庁舎における空調の省エネ運転
- ③ 共用部の照明間引き、昼休み時間の執務室消灯
- ④ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、総務部会計課長とし、対策の徹底を図るため、局内関係各課長及び各事務所長に対し指示する。
- ② 総務部会計課長及び各事務所長においては、毎月、電力・ガス・公用車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握するとともに、全職員に対し協力を呼びかける。
- ③ 総務部総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課所にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

近畿中部防衛局温室効果ガス削減目標

		(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比			
公用車燃料		kg-CO2	43,192	43,568	39,211	-9.2%			
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	268,875	331,863	135,119	-49.7%			
	調整後排出係数使用	kg-CO2	251,451	271,642					
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	229,647	243,363	55,734	-75.7%		
		調整後排出係数使用	kg-CO2	212,223	183,142				
		(電気使用量)	kWh	446,785	664,536			557,343	24.7%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.514	0.366			0.250	-
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.475	0.276					
	電気以外	kg-CO2	39,228	88,500	79,385	102.4%			
その他		kg-CO2	0	0	0	-			
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	312,068	375,431	174,330	-44.1%			
	調整後排出係数使用	kg-CO2	294,643	315,210					

		(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	—（2019年度設置件数：0件）	50%
公用車に占める電動車の割合		%	23.8%	100%
LED照明の導入割合		%		100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%		60%

○主な削減対策と削減効果

- ① 公用車の効率的利用
- ② 次世代自動車の導入
- ③ 冷暖房の適正な温度管理
- ④ 用紙類の使用量の削減
- ⑤ LED照明の導入

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、総務部会計課長とし、対策の徹底を図るため、局内各課長等に対し指示する。
- ② 総務部会計課長においては、毎月、電力・ガス・公用車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、総務部総務課長へ報告するとともに、全職員に対し協力を呼びかける。
- ③ 総務部総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課等にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

中国四国防衛局温室効果ガス削減目標

		(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比			
公用車燃料		kg-CO2	45,608	61,299	55,169	21.0%			
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	256,075	300,012	76,498	-70.1%			
	調整後排出係数使用	kg-CO2	229,888	305,046					
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	199,776	253,266	34,567	-82.7%		
		調整後排出係数使用	kg-CO2	173,589	258,300				
		(電気使用量)	kWh	475,123	412,154			0.250	-
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.420	0.614				
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.365	0.627					
	電気以外	kg-CO2	56,299	46,746	41,931	-25.5%			
その他		kg-CO2	0	0	0	-			
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	301,683	361,311	131,668	-56.4%			
	調整後排出係数使用	kg-CO2	275,496	366,345					

		(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	—（2019年度設置件数：0件）	50%
公用車に占める電動車の割合		%	20.0%	100%
LED照明の導入割合		%		100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%		60%

○主な削減対策と削減効果

- ① 共用部の照明間引き、昼休み時間の執務室消灯LED照明の導入
- ② 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ③ 公用車の効率的運行やエコドライブの徹底
- ④ 各庁舎における空調の省エネ運転
- ⑤ LED照明の導入

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、総務部総務課長とし、対策の徹底を図るため、局内各課（所）長に対し指示する。
- ② 総務部会計課長において、毎月、電力・ガス・公用車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、総務部総務課長へ報告するとともに、全職員に対し協力を呼びかける。
- ③ 総務部総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課（所）長にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

九州防衛局温室効果ガス削減目標

		(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比			
公用車燃料		kg-CO2	108,726	59,512	53,561	-50.7%			
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	268,468	263,169	119,171	-55.6%			
	調整後排出係数使用	kg-CO2	263,146	346,385					
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	250,522	184,346	48,467	-80.7%		
		調整後排出係数使用	kg-CO2	245,200	267,562				
		(電気使用量)	kWh	409,349	577,887			484,671	18.4%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.612	0.319				
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.599	0.463	0.250	-			
	電気以外	kg-CO2	17,946	78,823	70,704	294.0%			
その他		kg-CO2	0	0	0	-			
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	377,194	322,681	172,732	-54.2%			
	調整後排出係数使用	kg-CO2	371,872	405,897					

		(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	—（2019年度設置件数：0件）	50%
公用車に占める電動車の割合		%	9.5%	100%
LED照明の導入割合		%	16.3%	100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%		60%

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 公用車の効率的運行やエコドライブの徹底
- ③ 各庁舎における空調の省エネ運転
- ④ 共用部の照明間引き、昼休み時間の執務室消灯
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務態勢の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、総務部総務課長とし、対策の徹底を図るため、局内各課長等に対し指示する。
- ② 総務部会計課長、支局総務課長及び各事務所長において、毎月、電力・ガス・公用車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、総務部総務課長へ報告するとともに、全職員に対し協力を呼びかける。
- ③ 総務部会計課長、支局総務課長及び各事務所長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課等にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

沖縄防衛局温室効果ガス削減目標

		(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比
公用車燃料		kg-CO2	76,300	43,584	39,225	-48.6%
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,100,175	1,208,290	128,930	-88.3%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	843,102	1,182,156		
	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,100,175	1,208,290	128,930	-88.3%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	843,102	1,182,156		
	(電気使用量)	kWh	1,218,355	1,537,264	1,289,296	5.8%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.903	0.786	0.250	-
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.692	0.769		
	電気以外	kg-CO2	0	0	0	-
その他		kg-CO2	0	0	0	-
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,176,474	1,251,873	168,155	-85.7%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	919,402	1,225,740		

		(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	—（2019年度設置件数：0件）	50%
公用車に占める電動車の割合		%	33.3%	100%
LED照明の導入割合		%		100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%		60%

○主な削減対策と削減効果

- ① 共用部の照明間引き、昼休み時間の執務室消灯
- ② 公用車の効率的な運行やエコドライブの徹底
- ③ 各庁舎における空調の省エネ運転
- ④ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ⑤ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、庁舎管理者である総務部会計課長とし、対策の徹底を図るため、局内各課長等に対し指導を行う。
- ② 総務部会計課長は、毎月、電力・ガス・公用車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、全職員に対し協力を呼びかける。
- ③ 総務部会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、ソフト対策の強化を実施する。

【地方支分部局等】

防衛装備庁温室効果ガス削減目標

		(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比
公用車燃料		kg-CO2	123,890	114,580	103,122	-16.8%
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	4,800,506	3,694,164	1,022,316	-78.7%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	4,410,172	3,669,945		
	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,850,959	3,197,002	576,361	-85.0%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	3,460,625	3,172,782		
	(電気使用量)	kWh	8,488,597	6,872,115		
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.454	0.465	0.250	-
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.408	0.462		
	電気以外	kg-CO2	949,547	497,162	445,955	-53.0%
その他		kg-CO2	147,635	66,633	66,633	-54.9%
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	5,072,031	3,875,376	1,192,070	-76.5%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	4,681,697	3,851,157		

		(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	—（2019年度設置件数：0件）	50%
公用車に占める電動車の割合		%	24.0%	100%
LED照明の導入割合		%	5.1%	100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%		60%

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 各試験棟における空調の省エネ運転
- ③ 共用部の照明間引き、昼休み時間の執務室消灯
- ④ エネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ⑤ 公用車の効率的運行やエコドライブの徹底
- ⑥ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、長官官房会計官とする。
- ② 長官官房会計官付施設管理環境保全室において、毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、防衛装備庁地球温暖化対策推進・点検グループに報告する。
- ③ 実施責任者は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加及びソフト対策の強化を防衛装備庁地球温暖化対策推進・点検グループに図るものとする。

【地方支分部局等】

その他施設の温室効果ガス削減目標

		(単位)	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	2013年度比	
公用車燃料		kg-CO2	154,809	150,499	135,450	-12.5%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	101,732,752	87,639,408	32,453,117	-68.1%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	94,677,757	84,634,466			
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	75,800,354	61,983,296	9,439,584	-87.5%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	68,745,359	58,978,354		
		(電気使用量)	kWh	115,470,646	112,550,854		
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.656	0.551	0.250	-
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.595	0.524		
		電気以外	kg-CO2	25,932,398	25,656,113	23,013,533	-11.3%
その他		kg-CO2	13,168,525	5,561,510	5,561,510	-57.8%	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	115,056,086	93,351,418	38,150,077	-66.8%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	108,001,091	90,346,476			

		(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	—（2019年度設置件数：1件）	50%
公用車に占める電動車の割合		%	3.2%	100%
LED照明の導入割合		%		100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%		60%

○主な削減対策と削減効果

【航空自衛隊】

- ① 公用車燃料・用紙の使用量の削減
- ② 事務所の単位面積当たりの電気及び上水使用量の削減
- ③ エネルギー供給設備等における燃料使用量の削減
- ④ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ⑤ 老朽更新に合わせた次世代自動車、LED照明、省エネ型OA機器等の導入促進

【防衛装備庁】

- ① LED照明の導入
- ② 各試験棟における空調の省エネ運転
- ③ 試験に影響を及ぼさない範囲での照明間引き及び昼休み時間の消灯
- ④ エネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ⑤ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料使用の検討

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、航空幕僚監部総務部総務課基地対策室長及び防衛装備庁長官官房会計官とする。
- ② 航空幕僚監部総務部総務課基地対策室長は、毎年、電気・ガス・燃料等の使用量を

もとに、航空自衛隊全体の温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、方面隊等の総務課長等及び基地業務担当部隊等の監理部長等が参加する基地対策会議等においてその状況を周知するとともに、各部隊及び各基地等における削減対策の推進について協力を依頼する。

- ③ 防衛装備庁長官官房会計官付施設管理環境保全室において、毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、防衛装備庁地球温暖化対策推進・点検グループに報告する。また、防衛装備庁長官官房会計官は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加及びソフト対策の強化を防衛装備庁地球温暖化対策推進・点検グループに図るものとする。